

(令和4年度) 公 示

◎当組合の漁業権区域内に入漁する場合は各規則による制限、遵守規定等があり、主なものをお知らせしますのでご協力下さい。

1. 漁業権区域

渡良瀬川(茨城県境より三杉川に至る間)及び渡良瀬遊水池全域。思川(上都賀郡境桑原用水堰より下流)姿川(壬生町淀橋より下流)黒川(上都賀郡境より下流)与良川、巴波川、杣井木川、永野川(上都賀郡境鹿沼市倉本橋より下流)赤津川(上都賀郡境より下流)出流川、江川

2. 入漁券の所持携帯、有効期限は令和4年4月1日～令和5年3月31日までとする(日釣券を除く)

入漁するときは住所、氏名、年令、取扱者名を記載した有効な入漁券を所持携帯し見易い場所に付けること。記載のないものは無効。

◎漁業指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3. 組合員で4月1日現在満70才以上の者は組合費中2,000円を免除する(本部に報告の上発行)。

◎組合員とは出資金(1,000円)を出資した者

◎出資後、連続して年券を購入している者

4. 障害者(手帳所持者)は各年券の半額とする。

5. 年券の紛失等による再発行は半額として本部において発行する。

6. 鮭採捕の禁止 下都賀漁協管内全川(特別採捕許可及び鮭有効利用調査を除く)

7. 年間を通して投網のできる場所

姿川の東田橋より上流、巴波川、渡良瀬川(渡良瀬遊水池を含む)、与良川、永野川の野田堰より下流、杣井木川、赤津川、出流川、江川、及び思川の網戸橋より下流

8. ◎思川毛バリは3月16日より組合が定める鮎解禁日まで禁止。◎黒川、姿川、永野川は鮎解禁日まで禁止。

◎カジカは12月1日～翌年3月31日まで採捕禁止。

オランダ釣り(着色バリを含む)、投網、やす突は3月16日から8月1日 日の出まで禁止。

○掛釣りは前年12月1日から8月1日 日の出まで禁止。

但し、ウグイ「マルタを含む」の掛釣りは3月1日から4月30日までできる。

9. 同意書手数料

(イ)河川工事同意手数料～ 1,100円以上

(ロ)河川工事増殖協力金～ 12,000円以上

(ハ)特別採捕増殖協力金～ 30,000円以上

(ニ)排水放流同意増殖協力金～ 30,000円以上

(ホ)公害防止協議協定、年間増殖協力金～ 30,000円以上

1 禁漁区域

禁 漁 区 域	期 間
巴波川栃木市両毛線鉄橋下より上流、栃木市小平町原の橋までの間	全 期 間
渡良瀬遊水池内谷中湖の西湖区域	全 期 間
思川大光寺堰より上流100メートル 下流大光寺橋までの間	全 期 間

2 漁具、漁法の制限(うなわ引き、差し網、寄せ網、石打等全川禁止)

漁 具 漁 法	制 限 規 模
投 網	網目コマ0.9センチメートル以上
追 込 網	間口径1.5メートル未満
四 手 網	間口径2メートル未満、1人2組まで
釜	釜に附着使用又は施設する袖、通提類は各1メートル未満のもの、1人30ヶまで
リール式釣竿	1人2本以内 リールを使用しての掛釣りの禁止、管内全川

3 釣り専用区域

年間を通して餌釣り、友釣り、ドブ釣り、毛バリ釣り、オランダ釣り以外の漁法が出来ない区域釣り専用区内、ルアー、フライ釣り禁止

姿 川	下野市国分寺町川中子宮前橋より上流川西堰までの間
〃	下野市石橋町細谷東田橋より下流細谷橋下50メートルの間
〃	下都賀郡壬生町大字安塚長田堰より上流100メートル下流100メートルの間
黒 川	下都賀郡壬生町下表町飯塚堰より御成橋までの間
〃	下都賀郡壬生町上町東雲橋より下流東武宇都宮線鉄橋まで
永 野 川	栃木市大平町下皆川野田堰より上流400メートルの間
〃	栃木市大平町伯仲伯楽橋より上流200メートル下流100メートルの間
赤 津 川	栃木市泉川町泉橋より下流菌部用水堰までの間
巴 波 川	小山市寒川永野川合流点より下流昇明橋までの間
江 川	栃木市藤岡町赤麻東赤麻橋より上流100メートル下流100メートルの間
思 川	小山市間中橋より下流200メートルの間 (鮭採捕禁止、産卵保護区)
〃	小山市喜沢地内土地改良区用水取水口護床より下流400メートルの間(〃)
〃	小山市渋井島田橋より上流両毛鉄橋までの間 (〃)

4 餌釣り専用区域(年間を通して餌釣り以外の漁法が出来ない区域)

渡良瀬遊水池	谷中湖谷中区域
--------	---------

5 アユ解禁日 アユは解禁前に採捕すると県規則により処罰されます。違反漁法には反則過怠金が課せられます(5万円以下)。

解禁日	漁法	区 域
5月15日(日)	友釣り、ドブ釣り、毛バリ釣り	思川
6月12日(日)	友釣り、ドブ釣り、毛バリ釣り	黒川、姿川、永野川
8月1日(日) 日の出	投網、ころがし、ヤス突、オランダ釣り(着色バリを含む)	思川、黒川、永野川、姿川 (大平町野田堰上400メートルより上流)
9月1日(水) 日の出	投網、ころがし、ヤス突、オランダ釣り(着色バリを含む)	思川(小山市小山観晃橋より下流石ノ上橋までの間) (栃木市大光寺橋より下流姿川合流点までの間)

6 組合員の入漁料

区 分	漁 法	料 金	内 訳
一 等	釣り及び投網、ころがし、ヤス突、追込網、四手網、釜、置針等による全魚種	12,000円	組合費 3,000円 料 金 9,000円
二 等	釣り及びころがし、ヤス突による全魚種 (アユ釣り)	10,000円	組合費 3,000円 料 金 7,000円
三 等	釣り(ルアー、フライを含む)によるアユを除く魚種	5,000円	組合費 3,000円 料 金 2,000円

7 組合員外者入漁料

種 別	遊漁料	付加料金	漁 法 及 び 魚 種
年券 一等	12,000円	-	釣り、投網、ころがし、ヤス突、追込網、四手網、釜、置針等による全魚種
〃 二等	10,000円	-	釣り、ころがし、ヤス突による全魚種(アユ釣り等)
〃 三等	5,000円	-	釣り(ルアー、フライを含む)によるアユを除く魚種
日 釣 券	500円	500円	釣り(ルアー、フライを含む)によるアユを除く魚種
〃	2,200円	500円	釣り、ころがし、ヤス突による全魚種(友、ドブ、毛バリ)
〃	2,700円	500円	投網、追込網、四手網、釜等による全魚種
高校生年券 (18才以下)	2,000円		釣り(ルアー、フライを含む)によるアユを除く魚種
中学生以下	無 料		釣り及び(ルアー、フライを含む)雑魚に限る

◎釣り専用区域(なら山沼特別漁場：マス類)

区 域	期 間	料 金
思 川 小山市飯塚字老沼の旧河川	通年(7月～9月を除く)ルアー及びフライ釣りに限る	1日4,000円以内

令和4年4月1日

栃木県下都賀漁業協同組合

小山市大字立木1478-6
TEL (0285) 22-0402

事 業 場 (小山養魚センター (0285)25-4274 (ヘラブナつり))
(なら山沼漁場 (0285)23-4285 (マス釣り {7、8、9月休み}))

禁 止 漁 具 、 漁 法

①鮎の餌釣り漁法

ハリスの長さがおとりの鼻かんより40cm以上のもの使用の友釣り漁法

鮎を竿釣で採捕する場合の撒餌(寄せ餌)を使用する漁法

鮎を採捕しようとする場合において、リール、リール竿を使用する漁具、漁法

②うなわ引、刺し網、寄せ網、餌釣り、撒餌(寄せ餌、アミ類エビ類の粉末等)使用禁止

疑似オトリ使用禁止

コイの掛釣り禁止

雑魚釣りの餌、及び撒餌、寄せ餌、オランダ釣り等これに類するものはアミ、エビ類の粉末等を含む使用禁止

③釜に使用施設する袖または通堤等が、各1m以上使用の釜漁法

ごろたびき漁法

布その他に附けたうなわ漁法

④爆発物使用漁法

有毒物使用漁法

電流使用漁法

瀬干漁法

う飼漁法

ガラス釜、箱その他類似漁法

う羽根追い漁法

石打漁法

石倉漁法

替堀漁法

引掛漁法

火光照明利用漁法

発射装置利用漁法

潜水器具利用漁法

網目コマ9mm以下の網漁具

簀目コマ5mm以下の釜漁具

はえなわ漁法

◆すべての釣り人へ◆

魚を保護し、永く釣りを楽しむために鵜(う)除けの糸を張っています。